

国道車第62号
令和2年12月25日

各地方整備局 道路部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
都道府県 担当部長 殿
指定都市 担当部長 殿
高速道路株式会社 担当部長 殿
日本高速道路保有・債務返済機構 担当部長 殿
都市高速道路公社 担当部長 殿

国土交通省道路局
道路交通管理課長

「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の実施について」の一部改正について

このたび、特殊車両通行許可にあたって付す必要な条件のうち、誘導車の配置条件等について、一定の講習を受講した者が運転する誘導車が誘導する場合に誘導車の配置台数等を合理化するため、「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の実施について」（平成28年1月25日国土交通省道路局国道車第22号）の一部を別紙のとおり

（以下、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局）

改正したので、その事務の取扱いについて、適切に処理されたい。

（以下、都道府県向け）

改正しましたので、その事務の運用にあたり、参考としていただきますよう、よろしく申し上げます。

また、貴管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨参考周知方お取り計らい願います。

（以下、政令指定市、高速道路機構、高速道路会社、高速道路公社向け）

改正しましたので、その事務の運用にあたり、参考としていただきますよう、よろしく申し上げます。

○ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の実施について（平成二八年一月二五日 国道車第二二号）
 道路局道路交通管理課長通達
 【最近改正 平成31年3月18日 国道車第66号】

改正後	改正前
<p>1 用語の定義 略</p> <p>2 対象となる車両 略</p> <p>3 審査方法の特例 略</p> <p>4 利用条件 略</p> <p>5 利用登録 略</p> <p>6 申請の取扱い 略</p> <p>7 許可の取扱い 本制度に係る特殊車両通行許可申請に対しては、次の事項に留意して許可を行うものとする。 ①大型車誘導区間内において、許可の際に付した条件が特殊車両通行許可限度算定要領において定められている通行条件の区分でC又はDとなり、車両の<u>前方又は後方</u>に誘導車を配置することを条件とする区間又は箇所があるときには、当該許可条件による措置の必要となる区間又は箇所に限定して当該許可条件により通行することができる。 ②～④ 略</p> <p>8 車両に備え付けるべき書類の取扱い 略</p> <p>9 特定プローブ情報の取扱い 略</p> <p>10 通知の方法 略</p> <p>(別添1)・(別添2) 略</p>	<p>1 用語の定義 略</p> <p>2 対象となる車両 略</p> <p>3 審査方法の特例 略</p> <p>4 利用条件 略</p> <p>5 利用登録 略</p> <p>6 申請の取扱い 略</p> <p>7 許可の取扱い 本制度に係る特殊車両通行許可申請に対しては、次の事項に留意して許可を行うものとする。 ①大型車誘導区間内において、許可の際に付した条件が特殊車両通行許可限度算定要領において定められている通行条件の区分でC又はDとなり、車両の<u>前後</u>に誘導車を配置することを条件とする区間又は箇所があるときには、当該許可条件による措置の必要となる区間又は箇所に限定して当該許可条件により通行することができる。 ②～④ 略</p> <p>8 車両に備え付けるべき書類の取扱い 略</p> <p>9 特定プローブ情報の取扱い 略</p> <p>10 通知の方法 略</p> <p>(別添1)・(別添2) 略</p>

附 則（令和2年12月25日 国道車第62号）
この通達は、令和3年3月29日から適用する。